

現場技術業務委託 共通仕様書 新旧対照表

新（改定後）	旧（改定前）
<p style="text-align: center;">現場技術業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第2条 用語の定義</p> <p>3. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第7条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。</p> <p>7. 「検査職員」とは、業務の完了の検査にあたって、契約書第28条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。</p> <p>8. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第8条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>第3条 監督職員</p> <p>3. 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第7条第2項に規定した事項である。</p> <p>第4条 管理技術者</p> <p>3. 管理技術者に委任できる権限は、契約書第8条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第8条第2項に規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び監督職員は管理技術者に対して指示を行えば足りるものとする。</p> <p>第4条の2 現場技術員</p> <p>受注者は、業務における現場技術員（管理技術者を除く）を定め発注者に通知するものとする。</p> <p>第11条 土地への立ち入り等</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書第10条の定めに従って、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。</p> <p>第13条 検査</p> <p>1. 受注者は、契約書第28条第1項の規定に基づき、業務完了通知を発注者に提出しなければならない。</p> <p>第17条 受注者の賠償責任</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第25条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合。</p> <p>第19条 守秘義務</p> <p>受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</p>	<p style="text-align: center;">現場技術業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第2条 用語の定義</p> <p>3. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第6条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。</p> <p>7. 「検査職員」とは、業務の完了の検査にあたって、契約書第15条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。</p> <p>8. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第7条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>第3条 監督職員</p> <p>3. 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第6条第2項に規定した事項である。</p> <p>第4条 管理技術者</p> <p>3. 管理技術者に委任できる権限は、契約書第7条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第7条第2項に規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び監督職員は管理技術者に対して指示を行えば足りるものとする。</p> <p>第11条 土地への立ち入り等</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書第8条の定めに従って、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。</p> <p>第13条 検査</p> <p>1. 受注者は、契約書第15条第1項の規定に基づき、業務完了通知を発注者に提出しなければならない。</p> <p>第17条 受注者の賠償責任</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第14条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合。</p> <p>第19条 守秘義務</p> <p>受注者は、契約書第5条の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</p>